

## 議案第58号

甲府市水道事業給水条例及び甲府市簡易水道等条例の一部を改正する条例制定について

甲府市水道事業給水条例及び甲府市簡易水道等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月10日提出

甲府市長 樋口雄一

甲府市水道事業給水条例及び甲府市簡易水道等条例の一部を改正する条例  
(甲府市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 甲府市水道事業給水条例(平成9年12月条例第67号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第33条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第39条第1号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道」を「を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)」に改め、「者」の次に「(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれに」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。)」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(2年6月以上水道に関する

技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目に相当する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「あつては1年以上」を「あつては2年以上」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（第1号の規定による卒業をした者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第39条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第39条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3

年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４０条第１号を次のように改める。

- (1) 前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については５年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第４０条第２号中「及び第４号」を「又は第５号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同条第４号中「及び第４号」を「及び第５号」に、「工学等以外の学科目（工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目をいう。）」を「工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程」に、「当該学科目」を「当該課程」に、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同条第５号中「第２号」を「第１号若しくは第２号」に、「学科目に相当する学科目又は前号の工学等以外の学科目に相当する学科目」を「課程又は前号に規定する課程に相当する課程」に改め、同条第６号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の２号を加える。

- (7) 前条第１０号の規定による合格者であつて、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 前条第１１号の規定による合格者であつて、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（甲府市簡易水道等条例の一部改正）

第２条 甲府市簡易水道等条例（昭和３９年４月条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第１１条後段を次のように改める。

この場合において、給水条例第39条第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同条第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同条第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同条第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同条第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同条第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同条第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同条第8号中「2年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の規定による卒業をした者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同条第9号中「水道

等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同条第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同条第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、第40条第1号中「3年」とあるのは「1年6月」と、「5年」とあるのは「2年6月」と、「7年」とあるのは「3年6月」と、同条第2号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同条第3号中「10年」とあるのは「5年」と、同条第4号中「5年」とあるのは「2年6月」と、「7年」とあるのは「3年6月」と、「9年」とあるのは「4年6月」と、同条第7号中「1年」とあるのは「6月」と、同条第8号中「3年」とあるのは「1年6月」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定（甲府市水道事業給水条例第3条第2項、第33条第2項及び第40条（第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める部分に限る。）の改正規定に限る。以下同じ。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項ただし書の規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の甲府市水道事業給水条例第40条第6号に規定する講習の課程を修了している者については、第1条の規定による改正後の甲府市水道事業給水条例第40条第6号に規定する者とみなす。

## 提案理由

水道法等の一部改正に伴う所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。